

## ○南房総市看護師等修学資金貸付基金条例

平成22年6月25日

条例第15号

改正 平成27年3月20日条例第7号

平成31年3月14日条例第7号

令和元年12月20日条例第28号

### (設置)

第1条 将来安房郡市内において看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）の業務に従事しようとする者に対し、南房総市看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、その修学を容易にし、もって看護師等の確保を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定により、南房総市看護師等修学資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (基金の額)

第2条 基金の額は、8,000万円とする。

2 必要があるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。

### (貸付の対象)

第3条 市長は、本市に住所を有し、かつ、修学資金の貸付けを受けようとする年度の4月1日まで引き続き1年以上居住している者又はその者の配偶者若しくは2親等内の親族のうち、次の各号のいずれかの大学、学校又は養成所（以下これらを「養成施設」という。）に在学するものであって、将来安房郡市内において看護師等の業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸し付けることができる。

(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の規定により文部科学大臣が指定した大学、同条第2号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第3号の規定により都道府県知事が指定した看護師養成所

- (2) 保健師助産師看護師法第22条第1号の規定により文部科学大臣が指定した学校  
又は同条第2号の規定により都道府県知事が指定した准看護師養成所  
(貸付額及び利息)

第4条 修学資金の貸付額は、月額2万円以内とする。

- 2 修学資金には、利息を付さない。

(返還)

第5条 修学資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から起算して当該貸付けを受けた期間(規則で定める期間を除く。)に相当する期間(以下「貸付期間」という。)(次条の規定により返還が猶予されたときは、貸付期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に、月賦その他規則で定める均等払の方法により、貸付けを受けた修学資金(以下「貸付金」という。)の全額を返還しなければならない。

- (1) 修学資金の貸付けの決定を取り消されたとき。  
(2) 養成施設を卒業したとき。

(返還の猶予)

第6条 市長は、前条の規定にかかわらず、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定める期間、貸付金の返還を猶予することができる。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 養成施設に在学しているとき。  
(2) 本市内において看護師等の業務に従事しているとき。  
(3) 安房郡市(本市を除く。)内において看護師等の業務に従事しているとき。  
(4) 養成施設が指定する場所において看護師等の業務に従事しているとき。  
(5) 災害、疾病、育児休業その他やむを得ない事由があると認められるとき。  
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(返還の免除)

第7条 市長は、第5条の規定にかかわらず、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額の返還を免除するものとする。ただし、規則で定める場合は、

この限りでない。

- (1) 本市内又は規則で定める市外に存する医療機関において継続して看護師等の業務に従事していた期間が、貸付期間に達したとき 貸付金の全額
- (2) 安房郡市内において継続して看護師等の業務に従事していた期間が、貸付期間に達したとき（前号に規定する場合を除く。） 貸付金の全額の2分の1に相当する額
- (3) 前2号の業務に従事していた期間又は次項の業務に従事することができなかった期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため看護師等の業務を継続することができなくなったとき 貸付金の全額
- (4) 死亡したとき、又は心身の故障その他の規則で定めるやむを得ない事由により貸付を返還することができなくなったと認められるとき 市長が必要と認める額

2 前項第1号及び第2号の規定の適用については、進学、疾病、育児休業その他やむを得ない事由により看護師等の業務に従事することができなかった期間は、業務従事の継続性を中断しないものとし、かつ、業務に従事した期間の計算に算入しないものとする。

(管理)

第8条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第9条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(適用区分)

2 この条例は、平成22年度以降に養成施設に入学した者から適用する。

附 則（平成27年3月20日条例第7号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月14日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月20日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第4条第1項の規定は、令和2年4月1日以後に貸付の決定を受けた者について適用し、同日前に貸付の決定を受けた者については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第7条第1項第1号及び第2号の規定は、令和2年4月1日以後に弁済期が到来する貸付金の返還の債務について適用し、同日前に弁済期が到来する貸付金の返還の債務については、なお従前の例による。